



# 宮 崎 県 公 報

令和元年11月25日(月曜日) 第59号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 ( 送 料 共 ) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 告 示

- 県税の期限の延長の期日の指定……………(税務課) 1
- 民有林の保安林の指定……………(自然環境課) 1

- 保安林の指定施業要件の変更(2件)……………(自然環境課) 1
- ### 公 告
- クリーニング師試験の実施……………(衛生管理課) 2
  - 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………(農村整備課) 2
  - 県営土地改良事業の工事の完了……………( “ ” ) 2

## 告 示

### 宮崎県告示第 546号

令和元年宮崎県告示第 343号において別に告示で定めることとされている期日は、その期限が令和元年8月27日から令和元年12月1日までの間に到来するものについて、令和元年12月2日とする。

令和元年11月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県告示第 547号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和元年11月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町郷之原字牧谷甲2835-1・甲2835-2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 548号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年11月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日南市北郷町郷之原字牧谷甲2835-1・甲2835-2・甲2835-5(以上3筆につ

いて次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 549号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年11月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日南市北郷町郷之原字牧谷甲2835-1・甲2835-2・甲2835-5(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和元年11月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の期日

令和2年2月6日(木曜日)

2 試験の場所及び時間

(1) 学科試験

ア 場所 宮崎市佐土原町下那珂3621番地 田中屋ドライ

イ 時間 午前10時30分から正午まで

(2) 実地試験

ア 場所 宮崎市佐土原町下那珂3621番地 田中屋ドライ

イ 時間 午後1時から午後5時まで

3 試験科目

(1) 学科試験

ア 公衆衛生及び衛生法規に関する知識

イ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能

4 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)附則第5項の規定により、学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。)

5 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に試験手数料7,200円に相当する額の宮崎県収入証紙を貼り、次に掲げる書類を添えて住所を管轄する保健所の長(県外居住者にあつては、宮崎県内の保健所の長)を経由して提出すること。

(1) 履歴書(学歴を詳細に記入すること。)

(2) 受験資格があることを証する書類(卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は厚生労働大臣の認定に係る認定書の写し)

(3) 写真(出願前6か月以内に撮影した正面、上半身、無帽で縦6センチメートル、横4センチメートルのもの)

6 受験願書の受付期間

令和2年1月6日(月曜日)から同月20日(月曜日)まで

7 その他

(1) 宮崎県収入証紙には、消印しないこと。

(2) 受験者は、試験当日午前10時までに試験会場に集合すること。

(3) 合格者の発表は、令和2年2月20日(木曜日)午前9時から各願書提出先の保健所及び県ホームページにおいて行う。

(4) 受験手続その他については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課(電話0985(44)2628)に問い合わせること。

なお、文書による照会は、必ず返信用切手を同封すること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、中山・花見地区2換地区県営土地改良事業(宮崎市、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業)に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年11月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

決定に係る換地計画書の写し

2 縦覧期間

令和元年11月25日から令和元年12月23日まで

3 縦覧場所

宮崎市役所農村整備課内、宮崎市高岡総合支所農林建設課内

4 その他

この公告に係る換地計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。)、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和元年11月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
上本城	串間市	農地保全整備事業	平成31年3月28日